

---

---

# 火災・事故災害対策編

---

---



# 第1部 火災対策



# 第1章 予 防

## 第1節 防災活動の促進

住民に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、地域防災力の強化を図る。

### 第1 火災予防対策の推進

#### 1 防災意識の普及啓発

町は、県及び関係機関と連携し、春季・秋季の全国火災予防運動、防災週間等を通じて住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知する。

### 第2 地域防災力の強化

#### 1 自主防災組織の育成・強化

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第2節第3に準ずる。

#### 2 消防団の活性化の推進

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第2節第4に準ずる。

#### 3 婦人（女性）防火クラブの育成・強化

水害・台風、竜巻等風害対策編第1章第2節第5に準ずる。

## 第2節 火災に強い地域づくり

都市基盤施設の整備・緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、野外堆積物に対する管理指導による火災発生原因の除去や建築物の安全化を総合的に展開する。

### 第1 火災に強いまちづくり

水害・台風・竜巻等風害対策編第1章第6節第1に準ずる。

### 第2 火災に強い都市の形成

#### 1 災害に強い都市構造の形成

町は、県の協力を得ながら避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市施設の整備等を図るための市街地開発事業等による整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物や緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

#### 2 火災延焼防止のための緑づくり

震災対策編第1章第6節第1の4に準ずる。

### 第3 野外堆積物対策

町、県（危機管理防災局）及び消防機関は廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、廃棄物担当部局（県環境森林部、地域生活課）等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

### 第4 火災に対する建築物等の安全化

#### 1 建物火災安全対策の充実

避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

## 第3節 応急対策への備え

平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市町・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

### 第1 情報収集・伝達体制の整備

#### 1 火災気象通報等の把握

町は、大規模な火事災害防止のため宇都宮気象台が発表する火災気象通報等の把握に努める。

#### 2 情報の収集・伝達

(1) 町は石橋地区消防組合消防本部等と連携し、それぞれの情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。

(3) 情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

#### 3 機動的な情報収集体制の整備

町、県（危機管理防災局・環境森林部）、県警察本部、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

#### 4 多様な情報収集体制の整備

町は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

#### 5 通信確保対策

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

### 第2 防災関係機関との連携

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であるので、町は消防本部、県、及びその他の防災関係機関と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。

また、町は県の協力のもと、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。

### 第3 消火活動への備え

#### 1 消防施設等の整備・強化

##### (1) 消防水利の整備

ア 町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 町は、県及び消防本部と連携し、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

(2) 消防用資機材等の整備

町は、地域内の実情に応じ、消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(3) 空中消火活動の積極的な推進

町は県及び消防本部と連携し、災害発生時に空中消火の拠点となる離着陸場等を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

#### 第4 避難収容活動への備え

##### 1 緊急避難場所

町は、都市公園、河川敷、学校等公共的施設等を対象に、災害対策基本法の基準による大規模な火事を対象とした緊急避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

#### 第5 関係機関の防災訓練の実施

町は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。



## 第2章 応急対策

### 第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

町内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

#### 第1 初動体制の整備

##### 1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
警戒体制	大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	全所属長 注意配備参集職員 避難所運営担当者
第1非常配備	大規模な火災により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	警戒配備参集職員 町民への情報発信担当者

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとあらかじめ定めておく。

#### 第2 大規模な火災発生時の措置

##### 1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部長（副町長）は、次の設置基準に該当するとき、災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

###### (1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ その他災害警戒本部長（副町長）が必要と認めた場合

###### (2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第1節に準ずる。

###### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な火災発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき。
- イ 大規模な火災応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

##### 2 災害対策本部の設置

災害対策本部長（町長）は、次の設置基準に該当するとき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

###### (1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合
- イ その他災害対策本部長（町長）が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻風害対策編第2章第1節に準ずる。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第3 町及び防災関係機関の活動体制

町及び防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

### 第1 被害状況等の情報収集・伝達

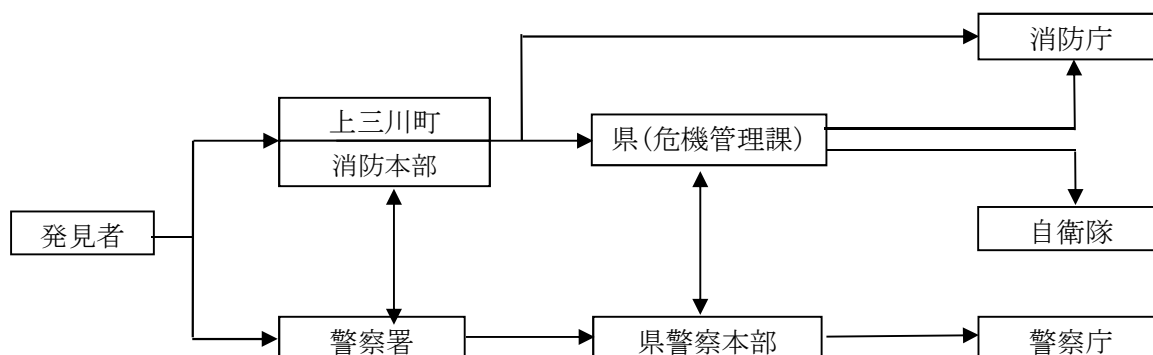
町は消防本部と連携し、大規模火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

### 第2 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



## 第3節 災害救助法の適用

大規模な火災について、災害救助法施行令第1条に定める災害の程度に該当するときは、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

災害救助法の適用については、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第5節に準ずる。

## 第4節 消火活動及び救助・救急活動

関係機関連携の下、消火・救助・救急活動を行うほか、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等を要請し、効果的な対策を実施する。

### 第1 消防関係機関の活動

#### 1 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「警防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

##### (1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

##### (2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

##### (3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

##### (4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

##### (5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

#### 2 消防団の活動

「警防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

### 第2 市町・県の活動

#### 1 広域応援の要請

水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第7節第4に準ずる。

#### 2 自衛隊の災害派遣要請

町は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合には、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

### 第3 大規模火災対策

#### 1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

## 第5節 災害拡大防止対策

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、住民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節に準ずる。

## 第6節 施設、設備の応急対策

火災が発生した場合、住民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

町は県及び公共機関等と連携し、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

## 第7節 広報活動

町民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、町民の不安解消を図る。

### 第1 情報発信

町は、県、県警察本部と連携し、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

その他、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第19節に準じる。

## 第3章 復 旧

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

### 第1 施設の復旧

町は、県及び関係機関と連携し、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

# 第2部

## 交通関係事故災害対策





# 第1章 予 防

## 第1節 情報の収集・伝達

事業者・管理者からの安全のための情報の提供や气象台からの気象情報の充実を図る。

### 第1 事業者・管理者等の情報提供

#### 1 道路情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

## 第2節 運行の確保

道路・鉄道における施設の被災防災対策や運行体制の充実を図る。

### 第1 道路交通

#### 1 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等防災知識の普及を図る。

### 第2 鉄道交通

#### 1 運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際し、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等運行管理体制の充実に努める。

#### 2 鉄軌道の保全

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、当該線路の監視に努める。

## 第3節 交通施設の整備

鉄道、道路施設の安全対策の充実を図る。

### 第1 安全な交通施設の整備

#### 1 道路施設の安全対策

- (1) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (2) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

#### 2 鉄道施設の安全対策

- (1) 鉄道事業者は、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。
- (2) 道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

## 第4節 応急対策への備え

関係機関との情報伝達体制の整備、職員の参集体制の整備や関係機関との連携の強化等を図る。

### 第1 情報収集・伝達体制の整備

#### 1 情報の収集・伝達

県（危機管理防災局・県土整備部）、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等は、各機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

その他の措置は、第1部第1章第3節第1の2～5に準ずる。

### 第2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動（危険物流出対策含む）への備え

#### 1 救助・救急活動への備え

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

#### 2 消火活動への備え

町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

### 第3 緊急輸送、代替輸送への備え

1 町は、県及び県警察本部と連携し、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 町は、県及び県警察本部と連携し、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。

3 鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

### 第4 関係機関の防災訓練の実施

町は、鉄道事業者、道路管理者、県と連携し、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第2章 応急対策

### 第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

町内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

#### 第1 初動体制の整備

##### 1 職員の配備体制

第1部第2章第1節第1に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

#### 第2 大規模な交通事故災害発生時の措置

第1部第2章第1節第2に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

#### 第3 市町及び防災関係機関の活動体制

第1部第3章第1節第3に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

### 第1 道路事故災害

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、県警察、消防又は道路管理者に通報する。

##### (2) 道路管理者の情報収集・伝達

町及び道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに応急対策を図るため、道路パトロールの実施等により被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

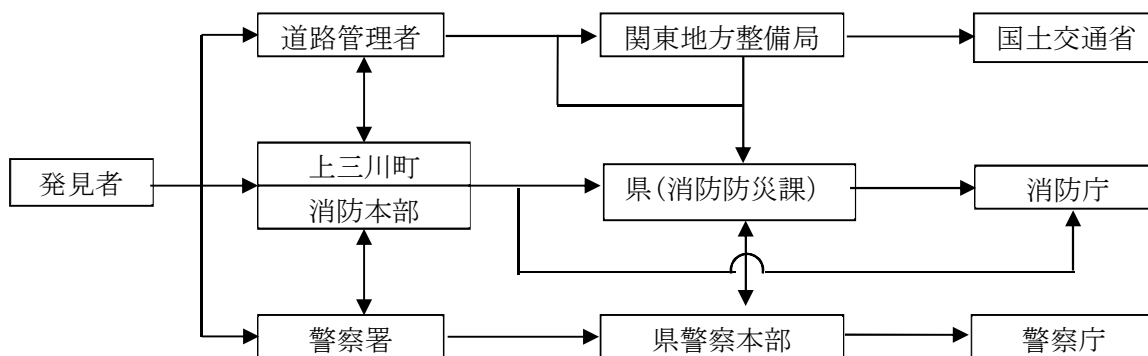
##### (3) 町及び消防本部の情報収集・伝達

町及び消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。

その他、第1部第2章第2節に準ずる。

#### 2 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第2 鉄道事故災害

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

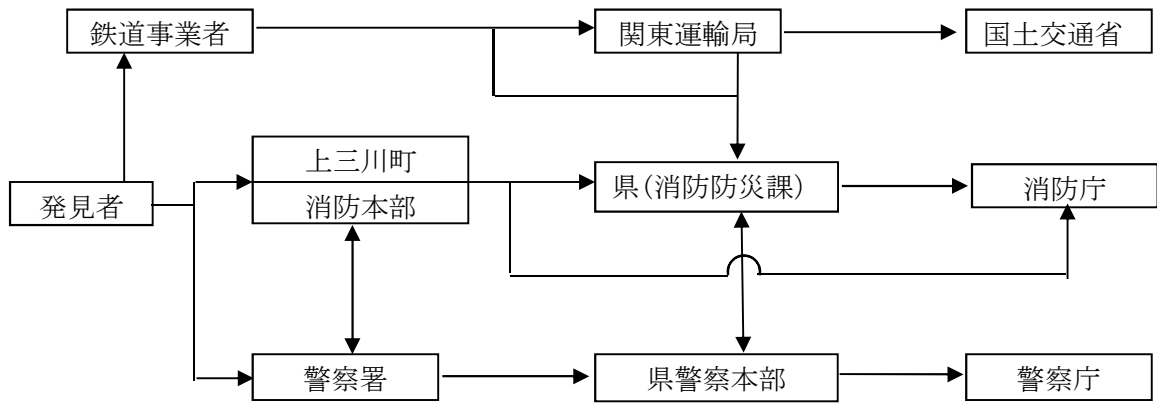
鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

##### (2) 町及び消防本部の情報収集・伝達

第1部第2章第2節に準ずる。

#### 2 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第3 航空機事故災害

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

航空事故災害の発生等異常な事態を発見したときは、遅滞なく町、県警察、消防に通報する。

##### (2) 航空運送事業者の情報収集・伝達

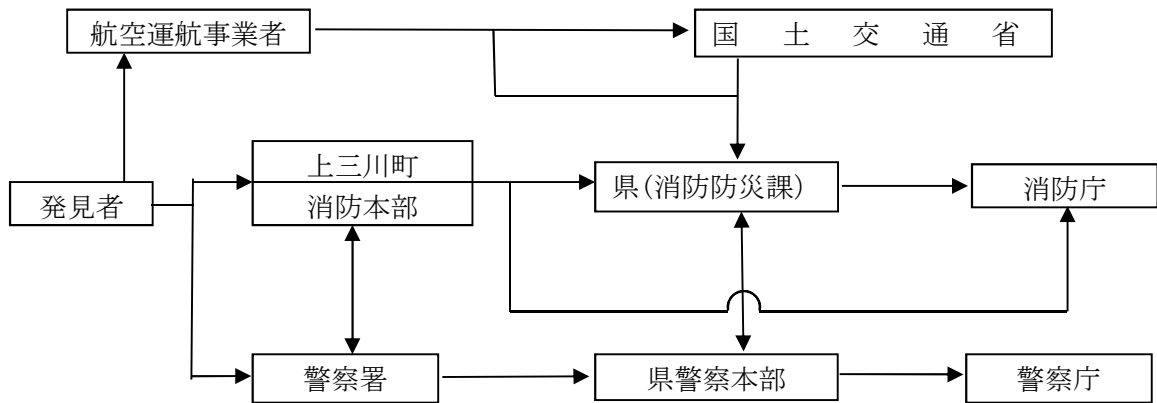
航空運送事業者は、自己の運行する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

##### (3) 市町及び消防本部の情報収集・伝達

第1部第2章第2節に準ずる。

#### 2 情報の収集・伝達系統

大規模な航空事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第4 大規模な交通事故災害に関する通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第2節第6及び第7に準ずる。

## 第3節 災害救助法の適用

大規模な交通事故災害について、災害救助法施行令第1条に定める災害の程度に該当するときは、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、町は必要な場合災害救助法を適用し、県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

災害救助法の適用については、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第5節に準ずる。

## 第4節 災害拡大防止対策

事故発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

### 第1 危険物流出対策

#### 1 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

#### 2 町の活動

町は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ管轄の警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示を行う。

### 第2 避難対策

大規模な交通事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節に準ずる。

## 第5節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、搜索活動及び救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

### 第1 搜索活動

- 1 町は、県、県警察本部、消防本部と連携し、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。
- 2 自衛隊は、必要に応じて、搜索活動を行う。

### 第2 救助・救急活動

- 1 町は、県及び県警察本部と連携し、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- 2 道路管理者は、町、県及び県警察本部等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- 3 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに当該活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- 4 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。また必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### 第3 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

### 第4 消火活動

- 1 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 2 道路管理者は、地方公共団体等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力するものとする。
- 3 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。



## 第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動

被害の状況、緊急度、重要度を考慮し緊急輸送活動及び乗客の速やかな代替輸送を実施する。

### 第1 緊急輸送活動

#### 1 交通の状況の把握

町及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

#### 2 交通規制・誘導

町及び道路管理者は県警察本部と連携し、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

### 第2 代替輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

## 第7節 施設・設備の応急対策

町民の交通手段の確保のため、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。県警察本部、道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。

また、災害発生後速やかに、施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

## 第8節 広報活動

町民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、町民の不安解消を図る。

第1部第2章第7節に準ずる。なお、県は、「航空運送事業者、鉄道事業者、県」に読み替える。

## 第3章 復 旧

被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、復旧事業を実施する。

町は、県、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

## 第 3 部

# 放射性物質・危険物等事故対策



# 第1章 予 防

## 第1節 事業所等に対する防災体制の強化

危険物等事故の未然防止のため、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。

### 第1 災害応急対策への備え

#### 1 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

##### (1) 防除資機材等の整備

町は、消防本部の協力を得て、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

##### (2) 関係機関の協力体制の整備

ア 町は、消防本部の協力を得て、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

イ 町は、消防本部、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

ウ 町は県、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

### 第2 防災意識の高揚、訓練の実施

#### 1 防災知識の普及啓発

町は、県、県警察本部、消防本部と連携し、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、緊急避難場所での行動等防災意識の普及啓発を図る。

#### 2 防災訓練の実施

町は、県及び消防本部等と連携し、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

## 第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策

放射性同位元素（以下「R I」という。）施設の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施、安全指導の徹底に努める。

### 第1 町の対策

町は、県と連携し、事業者からの届出等も参考に事業者との相互連絡体制を強化し、情報の把握に努めるとともに、消防機関とも連携をとりながら、県が作成した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。

## 第3節 放射性物質運搬事故予防対策

放射性物質運搬の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施等に努める。

### 第1 原子力事業者等の対策

原子力事業者等及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合に危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

## 第4節 石油類等危険物事故予防対策

危険物の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施、町民への啓発活動の充実を図る。

### 第1 事業者の対策

- 1 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- 2 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- 3 防災訓練を実施する。
- 4 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- 5 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

## 第5節 ガス事故予防対策

ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理・指導の徹底や訓練の実施、町民への啓発活動の充実を図る。

### 第1 LPガス・高圧ガス

#### 1 販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）の対策

##### (1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

ア LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止・流失措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

イ 事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

##### (2) 災害予防体制の強化

ア 従業員への保安教育を適切に実施するとともに、防災訓練等への積極的な参加等により、体制の充実・強化を図る。

イ ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

ウ 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。

エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

#### 2 高圧ガス製造者等（以下「高圧ガス事業者」という。）の対策

(1) 高圧ガスの製造、貯蔵、消費等について、関係法令を遵守するとともに、保安体制を充実強化する等により、事故の未然防止を図る。

(2) 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、必要に応じて防災訓練を実施する。

また、関係団体である（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県LPガス協会との応受援体制、消防署、警察署等防災関係機関からの協力体制の充実強化を図る。

### 第2 都市ガス

#### 1 事業者の対策

(1) 台風、洪水、火災等の災害により、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員、機器、図面などの整備を図るとともに、迅速な対応ができる体制を確立する。

(2) 災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市町、消防本部、警察本部等防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、予め連絡方法を確認するなど連携体制を整備する。

(3) 災害時に出勤する職員について、応急措置、受付などに関する教育、訓練を実施する。

## 第6節 火薬類事故予防対策

火薬類の事故防止のため、関係機関が連携の下、保安体制の充実を図る。

### 第1 事業者の対策

事業者は、火薬類の取扱いにかかる技術基準を遵守するとともに、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実・強化する等により、事故の未然防止を図る。

また、消防署、警察署等防災関係機関、関係団体である（一社）栃木県火薬類保安協会との連携を図りながら、事故等緊急時の迅速かつ的確な対応に向けた連携体制を充実強化する。

## 第7節 毒物・劇物事故予防対策

毒物・劇物事故防止のため、安全管理・指導の徹底や連絡体制の整備等を図る。

### 第1 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

### 第2 町の対策

町は、県、消防本部及び医療機関等に協力し、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。



## 第2章 応急対策

### 第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部を設置し、国、県、防災関係機関等と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

#### 第1 初動体制の整備

第1部第2章第1節第1に準ずる。なお、「大規模な火災」を「危険物等事故災害」に読み替えるほか、警戒体制の災害の態様に「漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合」を、第1非常配備の災害の態様に「漏洩物により相当の被害が発生した場合」を追加する。

#### 第2 危険物等事故災害発生時の措置

第1部第2章第1節第2に準ずる。なお、危険物等事故災害では「大規模な火災」を「危険物等事故災害」に読み替えるほか、次の事項について漏洩物に関する事態を追加する。

##### 1 災害警戒本部の設置

- (1) 設置基準に、「漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合」を加える。
- (2) 解散基準に、「漏洩物により相当の被害発生のおそれがなくなると本部長が認めたとき」を加える。

##### 2 災害対策本部の設置

- (1) 設置基準に、「漏洩物により相当の被害が発生した場合」を加える。

#### 第3 市町及び防災関係機関の活動体制

第1部第2章第1節第3に準ずる。

#### 第4 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

#### 第5 防災業務関係者の安全確保

町、県及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 第2節 災害救助法の適用

大規模な危険物等事故災害について、災害救助法施行令第1条に定める災害の程度に該当するときは、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、町は災害救助法を適用し、県と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

災害救助法の適用については、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第5節に準ずる。

## 第3節 災害拡大防止対策

危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

### 第1 災害の拡大防止活動

- 1 事業者は、危険物等の事故災害時に的確に応急点検及び応急措置等を講じる。
- 2 町は県、県警察本部、消防本部と連携し、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を実施する。

### 第2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

#### 1 交通の状況の把握

町、県、県警察本部及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

#### 2 交通規制・誘導

町、県警察本部及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

### 第3 危険物等の大量流出に対する応急措置

町、県、県警察本部、消防本部は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

### 第4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害対策編第2章第6節に準ずる。

## 第4節 救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

### 第1 救助・救急活動

- (1) 町は、県、消防本部と連携し、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### 第2 医療活動

医療機関は、負傷者等に対する医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

### 第3 消火活動

- (1) 消防機関、自主防災組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに迅速に消火活動を行う。
- (2) 町は、県が必要に応じ行う、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等に協力する。

## 第5節 広報活動

町民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、町民の不安解消を図る。

第1部第2章第7節に準ずる。

## 第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

R I 施設の事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

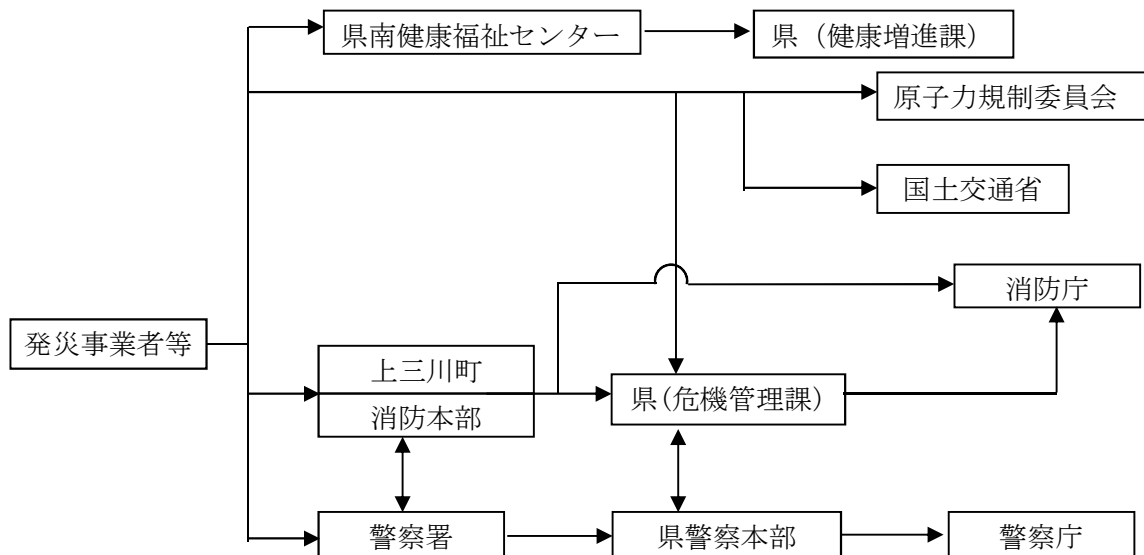
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

##### (2) 町及び消防本部の情報収集・伝達

第1部第2章第2節に準ずる。

#### 2 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第2 事業者の対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県（危機管理防災局）、町及び警察に連絡する。

## 第7節 放射性物質運搬事故応急対策

放射性物質運搬事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

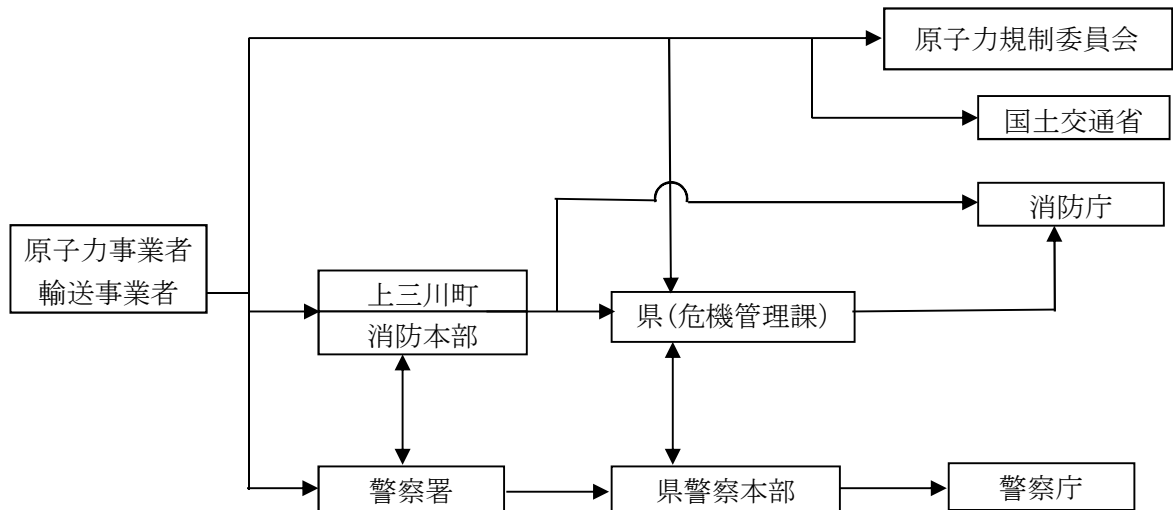
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

##### (2) 町及び消防本部の情報収集・伝達

第1部第2章第2節に準ずる。

#### 2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第2 事業者の対策

1 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）発見後又は発見の通報を受けた場合、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

2 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生を防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

## 第8節 石油类等危険物事故応急対策

石油类等危険物事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

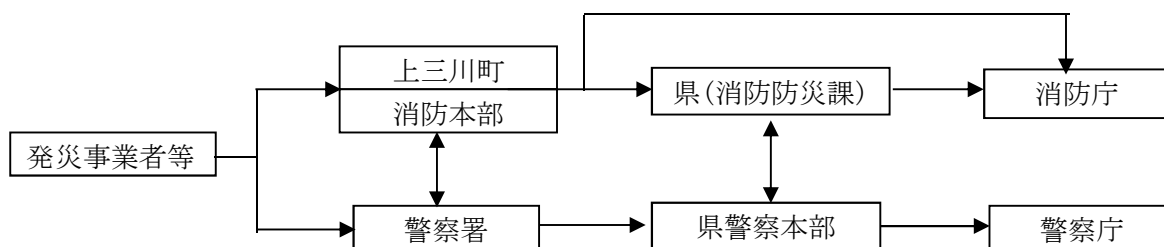
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

##### (2) 町及び消防本部の情報収集・伝達

第1部第2章第2節に準ずる。

#### 2 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第2 火災・爆発応急対策

#### 1 危険物取扱事業所等の対策

(1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

(2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

(3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。

(4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

#### 2 市町、消防機関の対策

(1) 町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

### 第3 漏洩応急対策

#### 1 危険物取扱事業所等の対策

(1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

(2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

(3) 災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。

- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

## 2 河川管理者等の対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

## 3 町、消防機関の対策

- (1) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (3) 町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

## 第9節 ガス事故応急対策

ガス事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

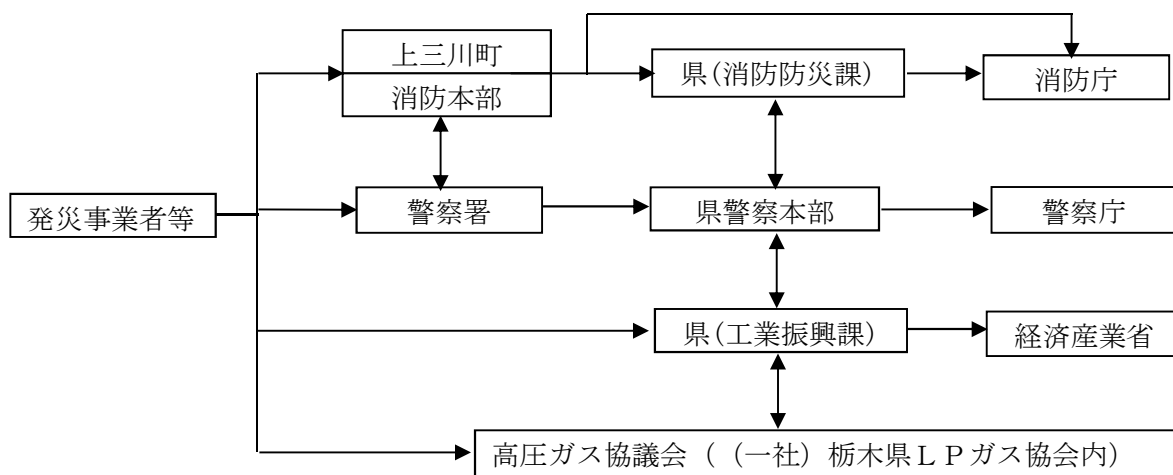
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

##### (2) 町及び消防本部の情報収集・伝達

第1部第2章第2節に準ずる。

#### 2 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第2 LPガス・高圧ガス

#### 1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

##### (1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部（局）、警察等関係機関に速やかに通報する。

##### (2) 応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会に応援を要請する。高圧ガス協議会は、指定防災事業所と応援、協力について調整を行い、的確な必要な応急措置、復旧措置を講じる。

#### 2 町、消防機関の対策

(1) 町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

(3) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。



- (4) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

### 第3 都市ガス

#### 1 事業者等の対策

##### (1) 被害情報の収集・伝達

災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、ガス供給施設の点検を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

また、被害状況が把握された時点で、速やかに県及び町に被害状況を報告する。また、被害状況に応じて県警察及び消防本部等関係機関に被害状況を連絡する。

##### (2) 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認める場合は、保安規定に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

##### (3) 二次災害の防止

被害状況等必要に応じガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止策を講じる。

##### (4) 救援要請

被害の状況により、応援が必要な場合、被災事業者は日本ガス協会に応援を要請する。

#### 2 町、消防機関の対策

- (1) 町は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。

- (2) 消防機関は、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害に留意して消火活動等応急対策を実施する。

- (3) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

## 第10節 火薬類事故応急対策

火薬類事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

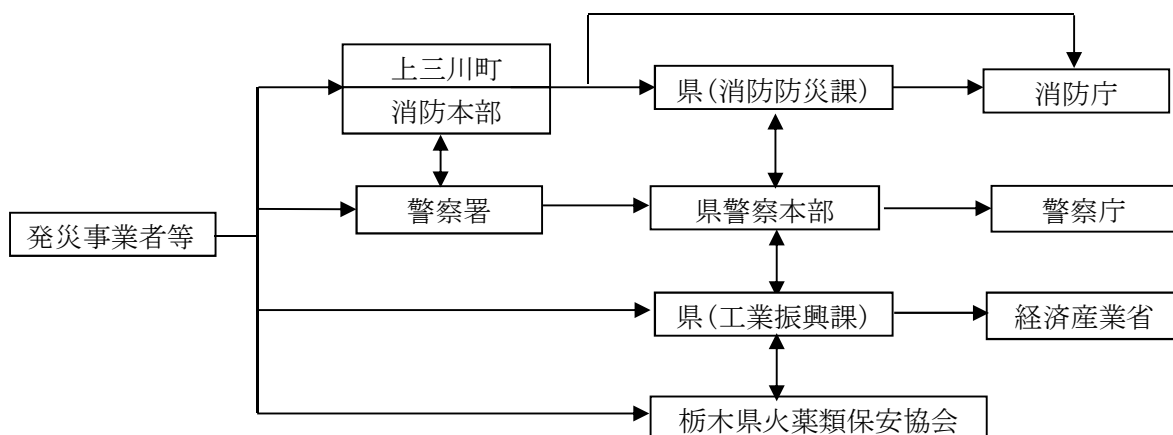
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防に通報する。

##### (2) 町及び消防本部の情報収集・伝達

第1部第2章第2節に準ずる。

#### 2 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第2 事業者等の対策

- 1 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- 2 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- 3 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- 4 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

### 第3 町、消防機関の対策

本章第9節第3の2に準ずる。

## 第11節 毒物・劇物事故応急対策

毒物・劇物事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

### 第1 情報の収集・伝達

#### 1 被害状況等の情報収集・伝達

##### (1) 発見者の通報義務

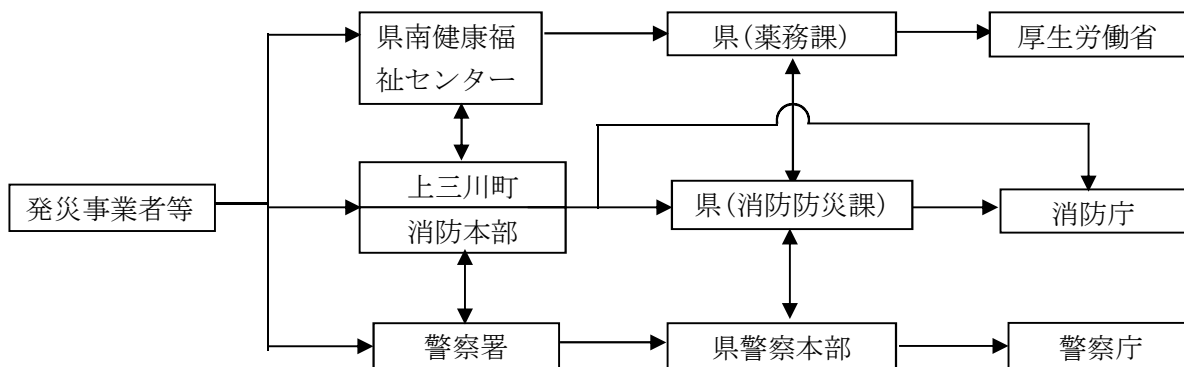
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

##### (2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

第1部第2章第2節に準ずる。

### 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



### 第2 事業者等の対策

- 1 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、町、県（県南健康福祉センター）、消防本部（局）、警察等へ通報する。
- 2 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- 3 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

## 第3章 復 旧

被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、早期に復旧事業を実施する。

町は、県び事業者等と連携し、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。